

顧問契約書 (見本)

依頼者 ABC株式会社 を甲とし、弁理士 岡本智之 を乙として、次のとおり弁理士業に関する顧問契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

【第1条】 (契約の目的)

乙は、甲の業務遂行上生じ又は生じることが予想される知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権）及び特定不正競争（弁理士法第四条第二項第二号）に関する諸課題（以下「知財問題」という）に関し適切な助言・指導（以下「顧問業務」という）を行い、甲の利益を守るため最大限に努力することを約する。

【第2条】 (顧問料)

- 1 顧問料は金***, ***円（月額・税抜）とする。
- 2 甲は、乙に対し前項の顧問料に対する消費税額を加算し、前項の顧問料に対する源泉徴収税額を控除し、当月分を翌月末日までに乙の指定する銀行口座に送金して支払う。送金手数料は甲の負担とする。
- 3 甲は、交通費その他乙が立て替えた費用（以下「乙立替費用」という）について、乙からの請求に基づき本条1項の顧問料と併せて送金して支払う。
- 4 乙は、甲に対し当月の乙立替費用の明細を翌月10日までに連絡する。

【第3条】 (顧問料に含まれる範囲)

- 1 第1条に定める顧問業務は、前条に定める顧問料に含まれるものとする。
- 2 第1条に定める知財問題には、以下のものが含まれるものとする。
 - イ 甲が取引を行う特許事務所の品質問題
 - ロ 甲の知的財産権取得の方針問題
 - ハ 知的財産権に関する契約問題
 - ニ 甲の知的財産権に関する社内規程の適正問題、社内教育の品質問題
- 3 前2項から想定される範囲又は量を超えた顧問業務が生じた場合には、甲乙協議の上、第2条の顧問料に加算すべき報酬の額を甲乙合意した上で、乙は着手する。
- 4 甲及び乙は、電話若しくは電子メール、又は必要に応じて対面によって密に連携する。
- 5 対面による顧問業務は、甲の求めにより甲の事務所にて行い、当月最大4回及び当月最大4時間とする。乙の事務所から甲の事務所までの交通費（往復）は乙の負担とする。
- 6 乙は、甲からの第1条に定める知財問題についての相談等の連絡を受けた場合、可及的速やかに応答するように努めなければならない。

【第4条】 (秘密保持義務・競業避止義務)

- 1 乙は、本契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、業務遂行上知り得た甲に関する秘密を保持し、第三者に開示しないことを約する。
- 2 乙は、本契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、甲と同種の事業を営まない。

【第5条】（契約期間・契約の更新・解除）

- 本契約の有効期間は本契約締結日の翌日から起算して1年とする。
- 本契約期間満了の2週間前までに、甲乙何れか一方から相手方に対し、本契約を更新させない旨の意思表示がない限り、本契約は自動的に1年更新されるものとし、以後も同様とする。
- 甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。
- 解除日は月の末日とし、甲は解除月の第2条に定める顧問料等を解除月の翌月末日に乙の指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

【第6条】（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

上記の証として本契約書2通を作成し、甲乙捺印のうえ各自1通を保管する。

令和**年**月**日

甲 **県**市**区**□□-〇〇-△△
ABC株式会社
代表取締役 特許 一郎 (印)

<連絡先> 商標 太郎
06-1234-5678 / syohyo@abc.co.jp

乙 兵庫県尼崎市南武庫之荘2-18-8
岡本特許事務所
所長 弁理士 岡本 智之 (印)

<連絡先> 090-5064-4350 / satoshi@okamoto-pat.com

<お振込口座> 三井住友銀行 尼崎市役所出張所（普）*****
岡本 智之（オカモト サトシ）

【参考】

顧問料:	1万円	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円
第1条に定める顧問業務	無料	無料	無料	無料	無料	無料
顧問弁理士外部表示	無料	無料	無料	無料	無料	無料
書面作成、代理手続、セミナーなど	通常料金	5% OFF	10% OFF	20% OFF	30% OFF	50% OFF